

次世代育成支援対策推進法にもとづく 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立できるような働きやすい職場環境を整え、子育てをしている従業員を支援することにより、企業として少子高齢化社会の歯止めに貢献するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2018年4月1日～2023年3月31日の5ヶ年計画

2. 目標と対策

目標1.

女性従業員の育児休職取得率90%以上を維持

<対策と実施時期>

- 2018年4月1～ 育児休業に関する規定を全社周知し、制度をPRする。

目標2.

有給休暇取得率の促進

<対策と実施時期>

- 2018年4月1日～ GW・夏季休暇・年末年始休暇時に有休休暇を付加して1週間程度の連続休暇を取得するよう奨励する。
- 2018年4月1日～ 全従業員の年間有休休暇取得最低日数を5日に設定し周知する。

目標3.

ノ一残業デーの実施による定時退社の促進

<対策と実施時期>

- 2018年4月1～ 本社・支店では毎週水曜日の「ノ一残業デー」を実施し、定時退社を促す。